

* 前回からの復習…

戒の区別：戒について区別するなら、

- 1) 律儀戒
 - 2) 撰善法戒
 - 3) 饒益有情戒
- の三つ

1の律儀戒は、共通のものと、非共通のものに分けられる

今日は、その非共通のものからです

非共通のもの

シャーンティデーヴァの流儀

非共通のものについて、軌範師シャーンティデーヴァは[『集学論』において]、『虚空蔵経』に従って、国王の根本墮罪五つ、大臣の根本墮罪五つ、初業者の根本墮罪八つ。名として、十八、物として十四を捨てることを学ぶのです、と主張なさります。

そのようにまた、[『集学論』にまとめの偈頌として]「[国王の五つの根本墮罪は、]

- 1) 三宝の財を奪うことは他勝の墮罪だと主張する
- 2) 正法を捨てることは第二だと牟尼は説かれたのです
- 3) 破戒の比丘についても[壊色の]袈裟を奪うことと打つことと投獄することと出家を止めさせることと
- 4) 五無間罪を犯すことと
- 5) 邪見を持つことと町などを破壊すること

は根本墮罪だと勝者は説かれた。

[初業者の八つの根本墮罪は]

- 1) 知を修治していない有情に対して[甚深な]空性を説くことと、
- 2) 仏陀こそに入った者たちを正等覚から退転させることと
- 3) 別解脱を放棄したこと。大乘に結びつけることと
- 4) 学徒の乗[・声聞乗]により、貪などを捨てることになるわけではないとらえること
- 5) 自己の功德を述べることと利得と恭侍と名声の因により他者を非難すること
- 6) 自己は甚深を忍受するといつて妄語することと
- 7) 沙門を処罰により投獄することと
- 8) 三宝のものを布施することと、[そういう]布施を受け取ることと止住を捨てさせることと、正しく安置された諸々の資材を諷誦する者に施すこと

それらは、根本の墮罪です。大有情地獄の因です。」と説かれています。

* 初業者…???

英語版では、"eight root downfalls of his subjects"

他のサイトで、"eight root downfalls of Ordinary People"とも(The Rigpa Shedra Wiki より)

* 大臣の根本墮罪五つ

農家、村、小さな町、大きな町、または地域を破壊することです。他の4つは、王の最初の4つの減点に対応します。(The Rigpa Shedra Wiki より)

* 壊色(えしき、えじき)…袈裟の漢訳で、原色を破壊した色を意味する。インドでは、修行者

の衣の色は、衣服に対する執着を捨てさせるために、華美な色（青、黄、赤、白、黒の5標準色と緋、紫、緑、紅、硫黄などの5中間色）は避け、原色を染壊した色を用いた。

* 五無間罪…無間地獄に落ちる五逆罪のこと。

五逆罪：母を殺すこと、父を殺すこと、阿羅漢を殺すこと、僧の和合を破ること、
仏身を傷つけること

無間地獄：八熱地獄の第八番目、最下底の地獄。一劫の間、間断なく責苦を受ける
ところ

* 邪見…よこしまな見解。間違った考え。仏法に説く因果の道理を無視する妄見

* 別解脱（別解脱戒）…律儀戒のこと。それぞれ個々の戒（不殺生戒、不偷盜戒など）を守ることに
よって、それぞれの悪から解放される所からいう。在家信者の五戒、比丘・比丘尼の具足戒
など。

律儀戒：在家・出家の七衆のそれぞれが分に応じて受ける戒のことで、在家の五戒・八斎戒、沙
弥・沙弥尼の十戒、比丘・比丘尼の具足戒の称。

* 3) について

英語版：causing someone to give up a pratimoksa vow by connecting to the Mahayana vehicle
大乘へとつながる（律儀戒）をあきらめさせる原因

* 声聞乗…声聞がみずからの悟りのために奉ずる、仏の説かれた教え。

声聞：縁覚（えんがく）、菩薩とともに三乗の一つ。釈尊の説法の声聞いて悟る弟子。

* 貪…五欲の対象に執着する迷い。

* 甚深…仏法の深遠なこと

* 6) について

英語版：wrongly expressing that "I have the patience of the profound teaching"
私は深遠な教えである忍耐を持っていると間違った表現をする

* 沙門…出家の総称

* 諷誦…経文や偈頌を声をあげてよむこと

* 8) について

英語版：disrupting someone in calm abiding meditation, or taking the provisions of a retreat
practitioner and giving them to someone who says prayers
穏やかで持続的な瞑想中の人の邪魔をする、もしくは瞑想を実践している人の資糧を
取って、お唱えをしている人にそれを与える

セルリンパの流儀

主尊セルリンパは、『菩薩地』に従って、〔根本墮罪の〕他勝処法の四つと、〔過ちの〕悪作の四十六を捨て
てることを学ぶのです、と主張なさります。

そのうち、他勝処法の四つは、『菩薩地』の義をまとめた〔チャンドラ ゴーミン著〕『律儀二十』に、

- 「1) 利得と恭待に貪着することにより、自己を讃えて他者を誇るごとと、
- 2) 寄る辺なき苦しんでいる者に対して、慳により法・財を与えないことと、
- 3) 他者が懺悔しても聞かずに、怒って他者を殴ることと、
- 4) 大乘を捨てるし、似非の正法を説くことです。」

と説かれています。

*慳…自分だけの利益を希求し続ける心のひとつの形で、財宝に耽着して人に施す心無い状態を言う

悪作の四十六もまた、『同論』に「三宝を〔身語意の〕三〔門〕により供養しない。欲の心に随順する。」などと説かれています。

「3 老いた人たちを尊敬しない。

4〔安否など〕問われたことに答えをしない。

5〔他人による〕招待を自己のものとしなないし、

6〔与えられた〕金などを受けとらない。

7 法を欲する者に施さない。

8 破戒した者たちを見捨てる。

9 他者を浄信させるために〔声聞などの学処を〕学ばない。

10 有情のために為すことが少ない。

11 悲愍を持っているなら、〔悪を行っても〕不善は無い。

12〔邪な生活・〕邪命を受け入れる。

13〔心が〕高揚してから掉挙することなど。

14 ただ輪廻のみを往きたいと思う。

15〔自己の信用を失う言葉になる〕不名誉を〔執らえて〕捨てない。

16 煩悩を持っている者をも、〔きびしく慈悲をもって〕改めさせない。

17 罵られたことに対して報いに罵ることなど、

18 怒った者たちを見捨てる。

19 相手が謝って後悔したのを捨てる。

20〔他者への〕怒った心に従う。

21 利得・恭敬がほしいから、会衆を集める。

22 懈怠などを除去しない。

23 貪着によるムダ話に依る。

24 等持のために〔善友の教授を〕求めない。

25 静慮(禪定)の障〔である五蓋〕を捨てない。

26 静慮〔楽の〕味に功德を見る。

27 声聞乗を捨てさせる。

28 自己は〔大乘の〕理趣〔である菩薩藏〕が有りながら、〔声聞藏〕それに精進する。

29〔仏教に〕精進せずに外道の論書に精進する。

30〔世俗や外道の論書に〕精進しても、〔苦い薬に親近するようにせず〕それに喜ぶ。

31 大乘〔の菩薩藏〕を捨てる。

32 自己を称賛し、他者を非難する。

33 法〔の聴聞〕のために行かない。

34[説法者の]彼を非難し、[その義でなく]文字に依る。

35[他の有情の]必要な助けに行かない。

36 病人の看護を捨てる。

37[苦しむ者の]苦を除去しない。

38 放逸な者に道理を説かない。

39 してもらったことに対して報いに益さない。

40 他者の[親族や財産を失った]憂いを除去しない。

41[衣食などの資具]や財を欲しいものに施さない。

42 会衆の利益を[法と財により]為さない。

43 他者の知に合わせて行わない。

44[他者について真実の]功德の称賛を述べない。

45 縁に応じて制伏しない。

46 神変の威嚇などをしない。

非愍を持って慈しむから[為すとき]、そして善の心[によって為すとき]に過ち(違犯)は無い。」と説かれています。

* 悲愍…憐みの心

* 邪命…僧が僧として不正とされる方法によって生活すること

* 掉挙…心をうわつかせ、落ち着きを失うこと

* 懈怠…仏道修行となる行為に対して怠惰な心をおこして、それをおこたり、なまけること

* 等持…心の平等で安定し、一つの対象に向かって集中すること

* 静慮(禅定)の障…心の動揺を静めることのさわりとなること

禅定…仏道修行のうち、三学・六波羅蜜の一つ。心を一点に集中し、雑念を退け、絶対の境地に達するための瞑想。心を統一して静かに対象を観察し、思索して心理を悟ること。

* 五蓋… 貪欲(とんよく): 渴望、欲望

瞋恚(しんに): 怒り、憎しみ

昏沈(こんじん): 倦怠、眠気

掉挙(じょうこ): 心が落ち着かないこと、後悔

疑(ぎ): 疑い

* 神変…仏・菩薩が世の人を導くためにその身の上に現す種々の不思議な変異のこと

撰善法戒(しょうぜんぼうかい)の自相談

撰善法戒(善法を撰めとる(おさめとる)戒)は、菩薩の律儀戒を正しく受けた後に、大正覚のために身と語により善を何でも集積し、それらすべてを包摂したなら、撰善法戒です。

それもまた何かというと、『菩薩地』に「菩薩の戒に依り、住してから、聞・思・修とひとえに喜ぶことに精進します。

- 諸々の師に恭敬と奉事することと、
- 病人に看護と奉仕することと、
- 良く施して功德を宣べることと、
- 他者の福德に随喜し、輕蔑に忍耐することと、

- 善を正覚に廻向し請願を立てることと、
- 〔三〕宝を供養し精進を始めることと、
- 不放逸に住することと、
- 学を念ずることと、
- 正知により守護することと、
- 根門を守護し食事の量を知ることと、
- 夜の〔三分のうち、〕上分と下分に眠らず瑜伽行に勤めることと、
- 勝れた人と善知識に親近することと、
- 自己の錯乱を観察してそれを懺悔し捨てること

です。そのような諸法を修証することと、守護することと、増長させることを、「摂善法戒」というのです。」と説かれています。

ドルズィンリンポチェ：六波羅蜜のご法話 逐語録より抜粋

次の「摂善法戒」というのは何かといいますと、これは今度は反対に、「なすべきこと」が説かれている戒律です。その戒律を受けて「身語意すべてで自分がなすべきこと、やらなければいけないこと」です。「朝も昼も夜も明日も、いつも善を行う、善行を行う」。そのための戒律、「それをやります」というふうにより約束をされているのです。この際に行わなければいけないものは、まとめますと「十の善行」、これらを行わなければいけません。

*大正覚：（正覚）正しい仏の悟り。悟りを開いた人

*「正知により守護すること」について

英語版：protecting the bodhisattva's training with vigilant awareness

警戒心を持って菩薩の修行を保護する

饒益有情戒（にょうやくうじょうかい）の自相

饒益有情戒（有情の利益をする戒）は、要約したなら、十一種類と知るべきです。

何かというと、『菩薩地』に

- 「1）〔有情の〕有益な仕事に助けに行くことと、苦の有情たちの苦を除去することと、
- 2）方便を知らない者に道理を教えることと、
- 3）してもらったことに感謝し、報いに益することと、
- 4）諸々の怖れから守護することと、
- 5）苦しむ者たちの憂いを除去することと、
- 6）〔生活のための〕資具が無い者たちに資具を給することと、
- 7）法の衆をよく摂受することと、
- 8）心に合わせて行うことと、
- 9）真実の功德により歓喜することと、
- 10）〔不善を〕よく制伏することと、
- 11）神変により〔地獄などを示して不善を〕怖れさせることと、〔仏の教えに入ることを〕欲させること

です。」

と説かれています。

ドルズィンリンポチェ：六波羅蜜のご法話逐語録より抜粋

三つ目が「撰衆生戒」と呼ばれるものです。これは何かといいますと、「他の生きもののために手伝いをする」という戒律です。

まず一番目の戒律、「律義戒」によって断ずるべきものを断じて、また「撰善法戒」によって聞思修を行い、自分の善行・実践をしていくのですけれども、今度は三番目の「撰衆生戒」によって、他の生きもののためにできることを行っていく。

例えば、「私は菩提心があります」と思ってゆっくりしてはダメです。「私は行者です、仏教者です」といって、一人で独りの境涯を楽しんでいる・・・というのではダメです。そうではなくて、身語意すべてを使って利益できること、できる限りのこと、自分でできる利他の行いを行っていく。もし自分に他の衆生のためにする力があるのだったら、それをせずに独りであるというのは戒律に反しています。この「他の生きもののためになる」という戒律を、きれいに護っていないからです。

戒律というのは、これら三つともが揃っている必要があります。これらのどれが欠けていても、「戒波羅蜜」という「波羅蜜」になりません。ですので、衆生利益を行っていく必要があります。

* 摂受：心を寛大にして相手やその間違いを即座に否定せず反発せず受け入れ、穏やかに説得すること

[参考資料]

- ・ドルズィンリンポチェ 六波羅蜜ご法話逐語録
- ・例文 仏教語大辞典（小学館）
- ・Wikipedia
- ・The Rigpa Shedra Wiki
- ・他 ネット資料